

平成22年第1回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成22年1月18日 開会

平成22年1月18日 閉会

東吾妻町議会

平成22年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（1月18日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第3号、議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	24
○閉会の宣告	27

平成22年東吾妻町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

平成22年1月18日(月)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第5号)案
- 第4 議案第2号 工事委託契約の変更締結について
- 第5 議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 第6 議案第4号 六合村の廃置分合による吾妻広域町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大岡広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(1名)

13番	前村清君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長・長 教務課長 事務取扱	小林靖能君	総務課長	渡辺三司君
企画課長	蜂須賀正君	保健福祉課長	高橋啓一君
町民課長	猪野悦雄君	税務会計課長 兼会計管理者	武藤賢一君
産業課長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
上下水道課長	加辺光一君	事業課長	富沢美昭君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局局長	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代	議係	

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 本日は大変ご苦労さまです。

本年第1回の議会でございますので、新年のあいさつをさせていただきます。新年明けましておめでとうございます。旧年中は温かいご支援、ご指導を賜り心から感謝申し上げます。本年も相変わらずよろしく願いいたします。

温暖化とは申せ、暦の上では20日の大寒を間近に控え、毎日寒い日が続いております。昨年の春以来、心配されています新型インフルエンザにつきましても、各自が注意していることもあってか、いっときほど感染の拡大が見られず少し安堵しているところです。これからもお互いに予防に努めるとともに十分な注意をお願いいたします。

また最近の動向としては、今月の24日に長野原町において地域住民と国土交通大臣による八ッ場ダム建設問題に関する意見交換会が開催されることになりました。当町にも大きな影響があるだけに、その動向が注目されるところです。

ここに平成22年第1回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折ご参集を賜り、開会できますことに対し厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会には、付議事件として平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案を初めとして4件の議案が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、前村清議員からは、病気入院中につき欠席届が提出されておりますので、申し添えます。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長（茂木伸一君） おはようございます。

平成22年第1回臨時会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

2010年に入りまして最初の臨時会となりますが、議員各位には、公私ともに御多用中のところご出席を賜りまして、心より御礼を申し上げる次第でございます。

去る10日の成人式には、大勢のご来賓を迎え、新成人188人を祝福していただきました。若者らしく高き理想を求め、夢と希望に向かって大きく飛躍されること、そして東吾妻町の発展にみずみずしい感性、柔軟な発想、エネルギー的な行動をお願いしたところでございます。

また、国政では、本日から6月16日までの150日間、第174回通常国会が開催され、2009年度第2次補正予算及び2010年度予算が審議されようとしております。

さて、本日の臨時会で提案させていただく案件につきましては、12月定例会でお認めいただけなかった一般会計補正予算1件、その他3件を予定しております。

どうぞ慎重審議の上、ご同意ご議決いただけますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成22年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時05分)

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、16番、菅谷光重議員、17番、原田睦男議員、18番、高橋基雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

○町長（茂木伸一君） 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明をいたします。

補正予算額につきましては、歳入歳出ともに1億1,060万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億6,142万円とするものでございます。

また、繰越明許費補正といたしましては、原町中学校体育館耐震補強事業費を3,034万4,000円追加、地方債補正として体育館耐震補強事業債を920万円追加し、辺地対策事業債を300万円追加変更するものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金として道路改良事業補助金を1,660万円追加するほかに、国の1次補正予算として計上されました子育て応援特別手当交付金が執行停止となったことに伴い、1,188万円の減額、教育費国庫補助金を3,094万2,000円追加、県補助金といたしまして新型インフルエンザワクチン接種助成臨時補助金を746万7,000円追加、老人保健特別会計繰入金といたしまして2,457万9,000円追加、町債として1,220万円追加などが主な内容でございます。

歳出につきましては、職員等の給与改定及び人事異動に伴う人件費補正が主な内容でございますが、このほかに財政調整基金積立金を7,071万3,000円、道路改良費を3,085万6,000円、防災費として全国瞬時警報システム整備費を700万円、原町中学校体育館の耐震補強事業として3,034万4,000円、それぞれ追加補正するものなどが主な内容でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀正君） おはようございます。本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、説明させていただきます。

本件につきましては、平成21年第4回定例会におきまして、ご議決賜らなかったものにつきまして、再度提案するものでございます。したがいまして説明につきましては、修正部分を説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、予算書の1ページにつきまして第1条第1項につきましては、前回提出の補正予算案と全く同じものでございまして、1億1,060万1,000円を追加し、総額を100億6,142万円とするものというものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

第1条第2項につきましては、第1表の歳入歳出補正予算について一部修正してございます。

2款の総務費、1項総務管理費につきまして、追加補正といたしまして4,223万7,000円から4,455万3,000円、同じく2款の総務費、2項の徴税費、減額いたしましてマイナスの20万7,000円から252万3,000円となるものでございます。これにつきましては、事項別明細のところ申上げますけれども、イータックスの分につきましてその分を削ったというもので、ここで修正したものでございます。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、前回提出の補正予算案と全く同様でございます。第3条の地方債の補正につきましても前回提出の補正予算案と全く同様でございます。

次に、事項別明細の修正部分でございます。

12ページをお願い申し上げます。

2款1項7目の財政調整基金、これが6,839万7,000円から231万6,000円増額いたしまして7,071万3,000円とするものでございます。

次に、13ページをお願い申し上げます。

2款2項2目賦課徴収費でございます。先ほどちょっと申し上げましたようにイータックス審査システム設定委託料及び使用料というものを削除いたしまして、ここで231万6,000円の減ということでございますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、一番最後のページ26ページになります。

ここで10款6項の3目施設管理費というものがございました。それにつきましては、同一内の組み替え部分でございまして、この部分をそっくり削除するというものでございます。

以上でございます。簡単でございますが、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） それでは、2点だけお伺いいたします。

特に12月の議会で問題になった要するに組み替えの部分なんですけれども、今回に出され、それをしないということで出されてきておりますけれども、特に文教委員さんのほうから問題点指摘されて、またいろいろなことがあったわけなんですけれども、その部分について文教が一応所管ということで問題になってきているわけなんですけれども、文教の委員さんのほうには十分相談はなされたということでしょうか。

それと、特に消防関係で職員の常駐をさせるということが問題になったわけなんですけれども、その部分については今後どのような対処をされるのかお伺いをいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 1点目につきましては、文教委員長さんにはご連絡を差し上げました。

それから、2点目の防火にかかわる件ですけれども、現在事務局職員1名と各学校の講師1名、計2名が週1度点検と清掃を兼ねて1日仕事に当たっております。それからもう1日

事務局職員が点検等を兼ねて巡回しているということで進めておりまして、その後、これからのことにつきまして今計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 議運でも同じことを聞いておりますけれども、議会として責任を持ちたいと思ひまして、あえて議運との重複質問を行います。

前回の議会でこれを全部否決いたしました、議会としては、これに対して重大な執行に支障をきたしたことがありましたか。この答えについては担当課長さんからは議運で答えてもらっておりますので、町長または副町長にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 執行がそれぞれおくれたということがまずございます。新型インフルエンザのワクチンについては1,619人分の無料化ということがございました。そして、それを早目に連絡を差し上げられればと思ひましたが、今のところは特段の問題は起きていないように思ひます。そのほか、イータックスにつきましては、その当時でしたら210万円で入れられたということになりますが、今度になると、少しそれが金額が高くなるというようなことではあります。ただ、それにつきましても再度値段交渉等々していくつもりではあります。それとダム関連道路、町道5284号線の件につきましても微妙なところで、きょうご議決をいただければ何とか年度内に完成はできるのではないかと感じております。

それぞれの担当において重大に至らないようには努力をし、年度内というものについては何とかこぎつけられるようにしたというように感じております。ただ、先ほどのイータックスにつきましては、12月限定ということで210万円プラス消費税というもの、それについては期限が過ぎたということで、今回の予算には盛り込んでありません。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 大きな支障はなかったということで、これ以上の質問はしませんけれども、もし、今言ったようなことで大きな支障ということであれば、12月中に臨時会を開いておけばよかったんじゃないかなということを感じたものですから、ちょっとお尋ねしたわけです。大きな支障がないということで、これで質問は終わらせていただきます。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかに質問がございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 改めて議案ということで質問します。

12ページの交通対策費で過日、吾妻署のほうでいろいろと話を伺いましたが、これは警察署のほうからお願いという形で来ていました。そのお願いにこたえた形でのぼり旗が設置された。果たしてお願いを最優先で聞く必要があったのかどうか、伺います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 管内で非常に昨年の場合、事故が多かったというようなことがありましたので、事故を抑制するために警察署のほうからお願いがあったわけですが、町といたしましても、事故を未然に防止したいというようなことから実施したというようなことでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、自分たちの発想の中で事業としてこれが適当と思ってやったのではなく、吾妻署のほうのお願いにこたえたという形で理解してよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 確かに吾妻署のほうからもそのようなお願いがありました。町といたしましても、やはりお願いがあっただけではなくて一応事故が多いというようなこともありましたので、行ったというようなことでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、のぼり旗を20万円弱ぐらいの予算を消費することによって事故が減るといった概念を持ち合わせていたということでよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 多少なりとものぼり旗を見てスピードを緩めたり、そういうことで事故が少なくなればというような考えはあります。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 私の経験値からいうと、本気で運転しているときには、ほとんど目は前の車両、あるいはそのもう一つ前の車両、のぼり旗まで目線が行く余地はそこそこない、これは私の経験です。年間10万キロから走っています。そんな中でほかに有効な手段がなかったか、とりあえず春に成立した予算が幾らか余裕があったから、警察署の要望にこたえた、こういうことでこの予算の執行になったのではありませんか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） ほかに手段ということがございますけれども、一応、交通安全啓発看板等々、当初でも予定したわけですが、のぼり旗が一番目にとまっていいのかなというような考えで実施したわけがございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、交通対策費の節で需用費、その中で何をかうか私の自由なんだと、かねてそういう発言がありました。それはそれで結構でしょう。1基1万5,000円の啓発看板、これがのぼり旗に裁量の中で変化していった。これは執行権であるという話でした。それが交通安全のために必要だと発言も今ありました。だとすれば、今改めてこの19万7,000円の補正は必要ない。需用費の中でより有効なものにその姿を変えていっただけの話です。なぜじゃ今19万7,000円の補正なんでしょう。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 交通安全啓発看板等々でございますけれども、これにつきましては、地区から要望等が出ている箇所もございますし、今後も要望が出る可能性がありますので、それに備えまして補正をお願いしたいということでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、当初そのために予算が成立を、それがより有効なものに姿を変えたんです。予算はそれで消費しました。いいですか、そうすると、より有効な手段に使ったんだから、ことしの事業はこれで終わり。多くの事業費の中ではそういう言いわけが浮かんできます。特に土木予算もそうです。そうなってくると、なぜこれだけがここに臨時会まで開いて補正なのか、非常に理解に苦しむところなんです、合理的に説明してください。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（渡辺三司君） 先ほどもご説明したと思うんですけども、やはり今後地元からの要望等が出ることも予想されますので、それにあわせて予算を確保しておきたいということでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 堂々めぐりになるので、じゃもう1点伺います。

特徴的なのが図書整理費になります。後ろのほう、25ページです。これは一つの事例として取り上げます。今回補正で図書整理として170万円ほど、その中身として臨時職員の給与

賃金追加ということで150万円ほど上がっています。ところで、よくよく調べると、緊急雇用のどたばたということがありながら、もう既にこの予算成立以前に、本人に11月になってということになりましようか、既に採用辞令が発行されて勤務が続けられております。12月28日の伝票でいいますと、12月分の給料として1月21日に払われる賃金があります。その賃金が支払われると。これが12月分です。予算配当額が27万9,616円残ります。それで、既にきょう時点で1月分の労働日数が10日間あります。4人ですから、51万2,000円の労働債権が既に発生しています。町はこれは債務者になります。いいですか、これは支払い義務が発生するんです。ところで、予算は成立していないんです。これが適正な財務会計行為になりますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 財務会計上の質問ですか。企画課長、どうかな。それが適正な財務会計に当たるかと言っているようですけども、答弁できないですか。大図議員の質問は、もう11月から採用になっている人がいろいろ賃金の支払いを経過してくると、去年からの経緯を見ると、今月付でいくと51万2,000円が既にもう余分に支出される、何か雇用しているのにその予算が成立していないのが適当かどうか。要するに財務会計上問題ないかということを知っていると思いますが、それで間違いはないですか、そういう趣旨で。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（蜂須賀正君） 今議員おっしゃるように、あればこれは適当ではないというふうには解釈せざるを得ないと思いますけれども、ただ、それぞれの担当課のほうでどのような雇用の契約と申しますか、そういうようなことにつきましてはちょっと細かく把握しておりませんので、細かいことは申し上げられませんけれども、ただそんなことがあった場合にはちょっとこれはまずいかなというふうになります。

（「あったかどうか、じゃ確認しなよ」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） これが現実の話です。町長発言によりますと、かつては予算の流用ということで、認められる範囲はそれでいくんだと。この賃金については別に流用でもない、賃金の中から賃金を払っているんですから。ただし、当初予算は2名分1年間分の賃金だけ、これが成立していたのです。それで、緊急雇用ということであと2名分、半年分、これが確保できる見通しになった。原資は国費で面倒見てもらえる。じゃやりましようということになった。それが11月に入ってからだそうです。しかし、ここの中で予算主義ということほど

ういうことなんだという話です。人を雇用する場合、その対価となるところの予算が既に成立した。それを確認してから辞令が発行される。これがやっぱり予算主義なんだと思います。かつて、なかなか似たような問題もありました。いいんだよ、それは予算残額があるんだから、残がなくなるまでに補正が成立すればいいんだから。それは出口ではそうなるでしょうけれども、辞令が発行されるというこの時点では非常に危うい問題になる。現に今この危うい現実がここにあるわけですよ。まだ予算が成立していない。まだまだこれが月末になるまでの間には支出負担行為という形で伝票が起きない。それから表面上にはなっていない。ただ、やっぱり12月28日の12月分の給与の支払いが、支出命令があった。支出命令はこれから起きるんです。それがこの21日にその予算額が支払われると、その予算配当額が27万9,000円の残になる。ところで、今も言っているように、1月分の給料がもう既に10日間発生している、きょう仮に予算が成立しても。その賃金額が51万2,000円に相当するということなんです。仮にこの補正がきょう成立しなかったら賃金はどうやって払うんでしょうか。伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 質問はどなたにですか。

○9番（大図広海君） 答えられる人で結構です。事務方の最高責任者でいいんじゃないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 副町長、答弁できますか。町長のほうは答弁できますか、いや副町長できなければ。

町長。

○町長（茂木伸一君） 申しわけございません。ちょっと資料を見たいものがありますので、ちょっと暫時休憩ということで、お願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長から暫時休憩の要請がありましたので、これを許可します。

暫時休憩といたします。

(午前10時35分)

(午前10時45分)

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 時間をとってしまい申しわけございません。ありがとうございました。いろいろな観点から見ましても、それはやはりちょっと問題があったとはなります。ただ、前にもご説明を申し上げたように、政府の予算による臨時雇用対策という形で、この町民の方、少なくとも2人が就職ができなかったということがあり、そしてすべてを国の予算の中で賄っていただける、そういったところからの思いというところで、新しく継続の臨時雇用ということでお願いをしたわけであります。その辺の事情をご勘案いただいて、ぜひともご理解をいただけたらと、先ほどの交通安全対策費のほうにつきましても、いろいろな協議もしました。そんな中で改めるべきところは改めというようなことでこれからも改善をしていきたいと思っておりますので、今回のこの件につきましては、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 今回のこの件にとどまらないんですね。原則論で言います。支出負担行為、これはどういう条件で行うか、再認識していただきたいと思っております。報告してください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 支出負担行為、大図議員のおっしゃることは、まず予算が明確になった、確定した上で支出負担を行うべきという、そういった意味かと思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） では、さらに聞きます。支出負担行為ということは原則論、何を意味していますか。

○議長（一場明夫君） 主管課長はわかりますか。

税務会計課長。

○税務会計課長（武藤賢一君） 支出負担行為については、会計権限の中で幾つかの点で審査をするべきものはあります。支出負担行為自体というのが、いわゆる支出の原因となる契約行為が発生したときにまず行われる。それとその他……はい、いいですか。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ここが原因だと思います。今回この賃金のことですから、支出の原因になる契約と行為、それは辞令が発行されるということです。いいですか、そうなる

と、予算が成立しないままに辞令が発行された。ここに物すごい問題点がある。かねてから言っているように、これは一つの事例です。年度当初に2人分、1年間分の480日分の予算が成立した。この予算はその2名、480日分の人々の予算。年度途中でまた予算残高があるからといって、そこに2名を追加させた。これは執行権の範疇であるという発想がある。かつて温泉センターでもこういうことがありました。これは執行権ではない。権利の濫用、逸脱に当たるんだという発想がまずないと。今回はこれで、その費用が町費ではないし、緊急雇用ということであるから、これで認めてくださいよというレベルの話じゃない。基本概念が狂っている。その認識があるや聞いておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長、答弁できますか。

町長。

○町長（茂木伸一君） やはり時系列的な問題もあります。緊急雇用だからということはどうしても避けて通るわけにはいきません。先ほど議員がおっしゃったのは2名の480日分とおっしゃいましたが、2名でなく4名の480日分ということに当初はなっておりました。半年ずつ、半年だけの雇用が認められていたということです。5月11日から11月10日までだと思います。そして、そのほかに10月1日から3月31日までという、違う人間が2人、2人合計で4人の分で480日分です。それをまず押さえてください。ですので、10月1日からは4人が同時に働いていました。そして、10月23日になってまた新しく継続雇用で当初の一番最初の2人をそのまま延ばしてもいいですよという話に切りかわったわけです。ですので、そのまま、なれた方でもあるし、まだ6カ月たっても就職が決まっていないので、そのまま継続をしてもよろしいということが県のほうからも通知があったために、よかれと思ってそのようにさせていただいたというわけです。支出負担行為という形では問題があったとは思いますが、すべてを国のほうで賄っていただけると、そういったところでこの町の町民に対してはよかれと思ってやったことであります。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 2名、1年間分、そういうことをいえば同一人でないということになれば、トータルどっちにしても年間で480日分、これが予算が成立した。予算が成立してその後、辞令が発行されて勤務に基づいている。それで、途中で少しその情勢が変わってきた。変わってきたときに町の大原則、財務会計規則ということできっちり、町長みずから定めた規則の中にもそれがルールになっている。それから予算主義という対議会とのあり方もそういうことだと私は考えておるんですよ。それを予算残額があるからこれで問題ないんだと。

それは予算残額があるうちに補正が成立すればいいですよ。ところが、補正が成立しなかったからといたって労働債務が帳消しになるわけじゃない。今まさにそのところにあるわけですよ。そういう局面にみずからが進んでいっている。この自分の立場をよく理解しなくてはいけない。事務方に追いやられていたという感じですよ。

その中で、じゃ1点伺っておきますが、今緊急雇用ということですが、これは定例会のときにも話題になりました。ちょっと時間がなくて追及できなかったんですが、9月から職員共済費の料率が変わった。組合のほうから通知が来ていた。それは当初予算成立前、2月の末にはもうその通知が来ていました。9月1日から料率が変わるんだということです。3月の定例会には間に合わなかった。当初予算にはのらなかった。でもこれは緊急雇用じゃないんですね。何度も何度も臨時会があって、6月も定例会があったんです。いいですか、予算主義なんです。今言っているように当初成立した共済費というのを、その職員の1年間分の負担を担保するための当初予算なんです。ふえた部分については、その費用が発生するまでの間に予算が成立する必要があるんです。予算主義ということはそういう考えなんですよという概念を持っていただくことが議会制民主主義のお互いの立場を尊重し合うということになるんじゃないかと思います。いかがでしょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（茂木伸一君） 今の件と先ほどの件にちょっとだけ戻らせていただきます。10月23日に2人の当初の継続雇用が了解された。そのときに例えば予備費でその専決をしたとしますと、これは単費の専決でしてしまっていますので、これは国の緊急雇用には対象外だということでありました。ですので、予算を認めていただくという、こういったような作業がどうしても必要にはなると、それが1点。それは先ほどのちょっと補足なんですが、それもわかりいただけたらと思います。

そして次の今の共済の負担金ですね、こちらについても確かに大図議員のおっしゃるとおりだとも認識します。ただ、今までの前例という形でやっていたのが、給与の改定であるとかそういったようなものは、なるべく12月に一括してやるんだというように暗黙の了解をいただいていたものだというように事務方でも考えておりました。例えば4月の人事異動に伴いまして、それなりの給与の手当てのそれぞれの担当部署のものはすべて変わります。そういったものを6月の定例会に提出するのか、そうしますと莫大な事務量がそのところでも発生するわけです。そして、9月の議会でもまた何かがあればということになります。今回の共済費につきましては、9月1日から変わるということになりますと、6月の定例会、

さもなれば8月くらいの臨時会でご審議をいただかなければいけないということになるかと思ひます。その辺のところを議会の手間もなるべく少なくし、そして我々事務方の事務量もなるべくなら12月でまとめていただけたらというようには思っておりますが、確かに議員がご指摘の件につきましては、私もそういった法律の中で間違いなくそうだとまでは認識はできませんが、議員の考え方は正しい方向ではあるというように認識はしております。これから先もこういったさまざまな問題については、事務執行の中で改善をしていくように協議をしていきたい、そのように思っています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） かねてから、100条委員会というようなことで、まったくすぶりかねているようですが、簡易水道の件でいいますれば、条例が成立しない前に文書が配られたというだけの話なんです。料金を徴収したということじゃないんです。言ってみれば、紙っぺら1枚の話です。この図書の整理のこの予算、賃金額から見ると、まだ支出こそしていないけれども、予算成立以前にもう債務者になっているという、必ずこれは支出しなくてはならない問題ですよ。そうすると、時限的にいうと、この簡易水道の問題よりは根が深い。というよりは、簡易水道の問題があったときにどこが問題点であったかということをして反省してフィードバックがないから、それはそれとしておいて頭下げていけば、小言は上通り過ぎりゃぐらゐのやり方があるから、こういう結果がまだ予算上で判明する。

議会制ということが余り頭の中に入っていない。当初、議会対策は何とかなると言っていたという課長がいたという報告を受けました。私、あの言葉をいつも言っていますけれども、何ともなると言ったんじゃないかなと、また何ともなると思ったやり方がここにあるんでしょうね。こういうやり方があるというのは議会としては物のよしあしじゃない。憤然としなくてはいけないということになってくると思ひます。それでまた話がもとに戻りますが、そんなに大事な図書整理なんのでしょうか。議会制の予算主義ということをして犠牲にしてまで雇用しなければならない緊急雇用なんのでしょうか。予算が成立してから改めて雇用して間に合うんじゃないのでしょうか。準備だけ着々と進めておいてということになります。なぜかという、今やらなければならない仕事じゃないわけでしょう、図書整理というのは。かつてからむちゃくちゃな図書です。それからとんとんと進めても間に合うかと思ひます。ちなみに伺っておきます。図書管理の責任者がいらっしゃいますので、現在東吾妻町の管理下にある図書というのはどのくらいの蔵書数になりますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 把握をしておりません、申しわけございませんけれども。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

（午前 11 時 03 分）

（午前 11 時 15 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 教育長、立場であり、また事務の総責任者ということになっています。

ところで、緊急雇用をこの財務会計規則あるいは予算主義という大原則を棚上げしてまで実行しようとしたこの図書整理という、おおよその図書の蔵書の数さえ頭の中に入っていない。そうすると、図書整理が必要だから緊急雇用というちょうどいい対策があったので、それを利用したという私、当初そんなふうに理解していたんです。でも今の発言をトータルしてみると、緊急雇用ありきで何をやるかなと思ったら、じゃ、図書整理でもやるかというような発想で出ているのかと思います。それで間違いないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 先ほど大図議員さんがおっしゃってくださいましたように、図書のベース化を進めていくことによって、より利用者には便宜が図っていただけるということで、恐らくということなんですけれども、3万冊をちょっと超えるぐらいの蔵書数があるのではないかなということを進めてきておまして、そして緊急雇用ということで進められている。それが10月の末になってさらにまた継続できるということで、こういう形でお願いすることになりましたので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 随分休み時間中に連絡をとって情報を手に入れたか、当初は2万9,200という数字がありまして、プラス1万はあるでしょうという目標の中から恐らく4万、それも古いのがずっと積み重ねられてのそういうかたちだそうです。ちなみに今現在整理ができたのが2万5,000あります。そうなってくると、ことしいっぱいで整理ができるかどうか、その辺が微妙なところですよ。ところで、このトータル、この図書整理に消費するところの総額、来年度予算も含めての話になるでしょうけれども、これをどの程度で見積もっていますか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 当初予算では21年度予算として583万7,000円ほどだというふうに私自身はとらえていますけれども、そして、作業の進捗状況によっては2年次で、あるいは今年度でというようなことも視野に入れております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ちなみに、少なくとも新東吾妻町になってから、トータルの図書予算というのはどの程度消費していますか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 大変申しわけございませんけれども、そこまでは把握しておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） おおよそ1年間に社会教育費の中で図書費として計上されるのが70万円ぐらいです。4年間たちました。トータル300万が切れるところぐらいですか、年度によって若干数字の差があるようです。その図書の整理に500万じゃ足りない、1,000万もかかるという話になります。少し方向性が違ってくるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 先ほども申し上げましたように、データベース化することによって、蔵書を利用しようとする方々の便宜を図っていけるんだというふうに考えて進めてきておりますので、東公民館で検索をすれば、原町や岩島や坂上あるいは太田の蔵書も判断できてというようなことで進めてきているわけでございます。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、補正予算にできるだけ集中して質問をお願いします。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） その補正の中で消費した人件費がどれだけの図書整理に役に立つかという話ですよ。今の時代ですから、検索というのは書名でやるのか、そういったことになるかと思いますが、今の時代ですよ、これはやり方次第なんです。絵本ならちょっと表紙の画像も入るとか、あるいは文章の第1ページだけでも結構ですから、読み出し1ページ、これがネット上で読めるとか、これが今式の図書の検索なんでしょうね。お金をかけるんだったらこういう方法があるのかと思います。そういった図書の整理の仕方、そのために予算が必要、これはわかるんですよ。どこまでを目標としているんですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 現在私がとらえているのはデータベース化するというところで、その具体的な中身までということまではとらえてはおりませんので、どここの公民館にはこういう分類になればこういう蔵書がありますよということが利用者に把握できるということにとらえております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 現実に言うと、図書整理というのは書名、出版社、著者、大体この程度だと思いますよ。どんな本がいいんだろうなと思うときには、これでは図書の中がわからんんですよ。いいですか、図書カードをアナログで引くときにはこれが精いっぱいでしょう。今デジタルの時代なんです。何億円もかけて光通信を引いているところもあるんです。これからまた同じような光通信を引こうというところもあります。その中で何が可能かということになると、絵本ならば表紙ぐらいは、文章ならば第1ページぐらいは、読み出しが興味を引けば余計意欲がわいてくる。ネットで探るんですから、そのくらいのもものが上がってこなければ今式の図書整理じゃないでしょうと言っているんです。言っている意味がわかりましたか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 大図議員さんのおっしゃっている方向で進められていければ、利用者がもっともっと本当に各地区の公民館の図書を活用して豊かな生活を送っているんじゃないかなというふうに思いました。今現在では登録図書だとか未登録図書だとか、廃棄したい、そういったこと等も含めてデータベース化するということで私自身はとらえておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だから、年度当初からの話になるかと思いますが、職員を募集すると

きにエクセルのできる人です。コンピューターの得意な人みたいな形の募集要項がありました。私当然そんなのかなと思っていたんですよ、期待していた。この間、その中身をどういう項目が対象なんですかということを実地に確認に行きました。なかなかそこまではやっばりになっていなかった。それよりは今現在の図書の分類自体が雑然としたもので、なかなかきれいになっていなかった。これはこれでしょうがないと思います。

そこで問題なんですよ。こうやって整理をする、今回の補正もそのための補正です。いいですか、どの方向を目指して公民館図書、社会教育課の中でツインプラザとのあり方、県立図書館とのあり方、年額70万ほどの図書予算をどれだけふやすかという話も含めてでしょうけれども、いいですか、どういう方向で公民館図書を方向づけていくのか。それがはっきり進路、要するに指針として示さなければ職員も右往左往するだけだと思います。ツインプラザに伍するものをするんですか。県立図書館に伍するものになるんですか。恐らくそれは無理でしょう、これは。どういう方向で持っていくのか、その一存はありますか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 現在は5つの公民館の図書室が個々に管理している図書がパソコンを通してデータがそろって、利用者が活用できるという方向で考えておりますので、ツインプラザあるいは県立の図書館とも蔵書のほうでのネットができるかどうかということではなくて、そういうところとも連携していきながら進めていければというふうに考えておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 質問の趣旨がよくわかっていないようで、私が言葉が足りなかったかもしれません。そうすると、今の自前の図書をより充実する方向に持っていきたいという発言があったかに私理解しますが、いいですか、それをやっていくんだったら、年70万の図書予算では余りにも少ない。そういうことをやることによつてツインプラザ、県立図書館との整合性がだんだん薄れていく。それよりは少ない予算をより有効に使うんだったら、今現在もあります。県立の図書を個人の家庭からネットで検索ができます。注文すれば公民館まで配達してくれます。読み終われば公民館に返せばいいんです。公民館に来た本は各支所にまた転送がされます。こういう機能を充実させることによっておいて自前の図書はそんなに持たなくてもやれるんじゃないか。ただ、児童書はちょっと例外があるかもしれないということになってくると、公民館図書というのは幼児書、児童書に特化していくんだというような、これが一つの指針になるかと思うんですよ。これは一例ですよ。それが政策というも

のじゃないかと思えますけれども、教育長として、そのところの判断はどういうところにあるかと聞いているんです。質問の意味がわかりましたか。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 今のご質問の方向で今後検討していければいいなというふうに考えておりますけれども、その辺のところもさらに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

大図議員に申し上げますが、残り時間が3分を経過していると思いますので、承知しておいてください。

○9番（大図広海君） 今後検討するんじゃないんですよ、こうやって日に日に消費をしているんです。ちなみにこの図書にはすべて番号がついています。2万5,000冊に皆番号がついています。いいですか、でも、ここなんですよ、この図書自体にコンピューター上でつけた番号が打たれていないんです。また1冊1冊図書を引っ張り出してまた打たなくては行けない。打つにはそのところにバーコードのプリンタが要なんですよ。それを今度バーコードのスキナーでバーコードリーダーで一つずつ読み込んでいかななくては行けないんですよ。トータルやっていることがちぐはぐなんです。そうすると、要するにコンピューターシステムというのがどういうことかということが、この事業の総括責任者の頭の中に入っていない気がする。当初からそういう頭があると、どうせそこまでやるんなら、少なくとも直近何年間ぐらいの図書についてはまだ寿命が長いわけですから、児童書ならば表紙、あるいはやっぱり1ページになるかな、絵本もあるでしょうから、画像で読み込む。成人向けの図書でしたら読み出し1ページ、あるいは2ページでも結構です。ざっとそのところでデジタル化をして、それをネットの中に検索の対象に入れる。そのために光通信だ、PDFファイルだという話になってくるわけですよ。今何億円もかけてまた光通信にしましょうということになっている。何のために光を必要とするんですか、あなたの頭の中に光が入っていますか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 教育課長事務取扱。

○教育課長事務取扱（小林靖能君） 光は頭の中には入っております。

○議長（一場明夫君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第4、議案第2号 工事委託契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第2号 工事委託契約の変更締結について提案理由の説明をいたします。

町道5284号線事業の実施については八ッ場ダム関連事業として平成9年3月17日に関東地方整備局長、群馬県知事、吾妻町町長と改築工事に関する基本協定書を結び工事を進めております。

今回の契約変更につきましては、平成21年6月30日付で既に群馬県と3,140万円の工事委託契約を結び、工事を進めておりますが、平成9年の基本協定に基づき事業負担確定調整を行った結果、最終工事金額を2,212万9,000円追加し、5,352万9,000円に契約変更するものでございます。

詳細は担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（市川 忠君） それでは、議案第2号 工事委託契約の変更について説明をさせていただきます。

今回の契約変更につきましては、平成21年6月30日付で群馬県と委託契約をいたしました3,140万円を2,212万9,000円増額し、変更契約額を5,352万9,000円として今回上程させていただきます。

議案につけてあります次の図面をごらんをいただきたいと思います。これが町道5284号線、全長520メートルの図面でございます。図面右側が国道145号線松谷・川中温泉口であり、左側が県道林・岩下線上郷地区でございます。今回の変更契約部分につきましては、赤く表示してあります135.3メートルの道路改良部分であり、道路土工、盛土、擁壁工、側溝などの最終工事を行うためのものがございます。図面でもごらんをいただけますが、町道5284号線につきましては、国道145号線と県道林・岩下線をつなぐ重要な路線であり、ダム関連道路として平成22年3月末に概成開通を目標に国・県が委託によって最終工事に入っております。特にこの事業につきましては、国庫補助事業、水特事業並列で委託分担施工となっておりますが、今回の契約変更につきましては、群馬県に委託する部分でございます。当初平成21年6月30日に群馬県と委託契約をいたしました3,140万円につきましては、最終的な国庫補助金額は確定せず暫定的な契約でありました。平成21年11月初旬に完成させるための確定金額を国・県等々で調整をし、事業負担確定調整を行った結果、総額で5,352万9,000円となり、2,212万9,000円を追加するという形になりました。

なお、今回の負担割合につきましては、国庫補助金が3分の2であり、残り3分の1が水特事業による下流都県負担分91.19であり、町負担分につきましては、8.81%約73万円の負担でございます。したがって、今回群馬県との委託契約金額を3,140万円から5,352万9,000円変更するため上程させていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号、議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第5、議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について及び日程第6、議案第4号 六合村の廃置分合による吾妻広域町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議については一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

○町長(茂木伸一君) 議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明をいたします。

吾妻広域町村圏振興整備組合の組織団体である吾妻郡中之条町及び同郡六合村の編入合併が決まりました。これに伴い組織団体、議会及び理事の定数及び負担金の分賦方法についての組合規約の変更が生じたので、議会の議決をお願いするものであります。

詳細は担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第4号 六合村の廃置分合による吾妻広域町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

中之条町及び六合村の合併に伴い、吾妻広域町村圏振興整備組合から六合村が脱退するため組合の財産処分について関係町村が協議の上、定めるものであります。具体的には組合財産のうち六合村の持ち分について中之条町に帰属させるものであります。

詳細は担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（蜂須賀正君） それでは、説明させていただきます。

まず、議案第3号のほうでございます。

まず議案第3号につきまして、新旧対象表ををごらんいただきたいと思います。

第2条の組合の構成団体については、「六合村」を削りまして、構成団体数を7町村から6町村にするというものでございます。

次に、第5条の組合議会の議員定数については、議員の定数を「14人」から「12人」に変更するものでございます。

続きまして、第7条の理事定数についてでございます。理事長及び副理事長以外の理事を「5名」から「4名」に変更するものというものでございます。

最後に別表のただし書きとしたのがございますが、中之条町の負担金につきましては、平成22年度に限り合併前の2町村の負担金の合計額とすることを加えるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第4号議案のほうの説明を申し上げます。

吾妻広域町村圏振興整備組合の組織団体である吾妻郡中之条町及び同郡六合村の編入合併によりまして、六合村が構成町村を脱退することに伴いまして、組合の財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第7条第5項の規定によりまして、関係町村が協議をお願いするというものでございます。

具体的には、組合財産のうち廃置分合により脱退する吾妻郡六合村の持ち分、廃置分合期日の前日現在において吾妻郡六合村に帰属すべき財産の持ち分及び負担分につきまして吾妻郡中之条町に帰属させるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。初めに、議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に関する

る協議についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議については可決されました。

続いて、議案第4号 六合村の廃置分合による吾妻広域町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、議案第4号 六合村の廃置分合による吾妻広域町村圏振興整備組合からの脱退に伴う財産処分に関する協議については可決されました。

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成22年第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前11時44分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 菅 谷 光 重

署名議員 原 田 睦 男

署名議員 高 橋 基 雄